

資料1

令和5年梅雨前線による大雨に係る被害状況等について (7月7日からの大雨・7月15日からの大雨)

県薬の対応（災害対策本部の設置）

		県	県薬	災害救助法適用地域
1	島根県（7/7～）	○	—	1市
2	福岡県（7/7～）	○	◎	6市3町1村
3	佐賀県（7/7～）	○	—	3市
4	大分県（7/7～）	○	—	2市
5	富山県（7/12～）	○	—	4市
6	青森県（7/14～）	○	—	1町
7	秋田県（7/14～）	○	◎	7市6町2村

●県：日薬事務局調べ（各県ホームページより確認）

●県薬：日薬事務局調べ

●災害救助法適用地域：内閣府公表資料7月15日21時30分【第6報】より

会員・薬局等の被災状況（県薬調べ、厚労省発表）

		県薬調べ	厚労省発表
1	島根県	7/9(日)より全会員に一斉FAXにて災害状況等を確認。 7/20(木)9時35分現在：会員・薬局からの被害報告はなし。	(令和5年7月18日8:30現在：被害報告の公表なし)
2	福岡県	7/19(水)17時現在： 筑紫地区5件（浸水5〔営業中4、不明1〕）、久留米三井地区7件（床上浸水7〔営業中7〕）、粕屋地区1件（浸水1〔営業中〕）、戸畑地区2件（浸水1、その他1〔営業中2〕）、筑紫地区1件（浸水1〔営業中〕）、八女筑地区1件（床上浸水1〔営業中〕）、糸島市区1件（浸水1〔営業中〕）、浮羽地区7件（浸水7〔営業中6、休業1〕）、福岡市地区3件（浸水3〔営業中3〕）、朝倉地区1件（浸水1〔営業中〕）、豊前築上地区1件（その他1〔営業中〕） 7/20(木)10時15分現在：調査継続中。	太宰府市1件（浸水1〔営業可〕）、筑紫野市3件（浸水3〔営業可1、営業再開2〕）、那珂川市2件（浸水1〔営業再開〕、停電1〔営業可〕）、久留米市14件（浸水13〔営業可3、営業再開9、営業不可1〕）、雨漏り1件〔営業可〕、粕屋町1件（浸水1〔営業可〕）、北九州市2（浸水1〔営業可〕、停電1〔営業可〕）、福岡市5件（浸水4〔営業可2、営業再開2〕、停電1〔営業再開1〕）、糸島市1件（浸水1〔営業再開〕）、うきは市4件（浸水4〔営業再開4〕）、朝倉市1件（停電1〔営業可〕）、上毛町1件（電話不通1〔営業可〕）、筑後市2件（浸水2〔営業再開2〕）、筑前町1件（浸水1〔営業再開〕）、広川町1件（浸水1〔営業可〕）八女市1件（雨漏り1〔営業可〕）
3	佐賀県	7/20(木)9時40分現在：神埼地区1件（浸水1件）、薬局の施設被害報告6件あり。	(令和5年7月18日8:30現在：被害報告の公表なし)
4	大分県	7/20(木)10時現在：会員・薬局等の被害は3件(床上浸水3〔営業中3〕)、その他1件〔営業中〕。	同上
5	富山県	7/18(火)10時15分現在： 会員・薬局の被害報告なし（ 県南地域に薬局がないため、調査等を行っていない。 ）	同上

6	青森県	7/20(木)10時15分現在： 会員・薬局の被害報告なし。	各都道府県等に対し、注意喚起するとともに、薬局等の被害状況を把握した場合には報告するよう依頼（7/15）。
7	秋田県	7/19(水)16時現在： 潟上南秋地区1件（営業不可）、秋 田市地区15件（営業不可9、営業 中6） 7/19(水)16:00現在、再度の大雨 のため、冠水した道路もあり、調 査継続中（※調査には時間を要す る）。	秋田市15件（浸水15[営業可2、 営業再開3、営業不可10]）、 南秋田郡五城目町5件（浸水2[営 業可1、営業不可1]、断水3[営 業可3]） 男鹿市5件（断水4[営業可4]、 雨漏り1[営業可]）

※厚労省発表は、7月18日8:30現在

[（秋田県は、7月20日6:30現在）](#)

避難者数・避難所数 (7/7～)

		避難所数	避難者数
1	福岡県	6	59
2	佐賀県	1	6
3	大分県	4	27
	合 計	11	92

●内閣府ホームページ防災情報：

令和5年7月18日8:30分現在 非常災害対策本部

・避難等の状況（内閣府情報：7月18日6:30現在）より

避難者数・避難所数 (7/15～)

		避難所数	避難者数
1	秋田県	41	165
2	宮城県	3	5
	合 計	44	170

●内閣府ホームページ防災情報：

令和5年7月20日7:00分現在 非常災害対策本部

・避難等の状況（内閣府情報：7月20日5:00現在）より



7月15日21時30公表

令和5年7月15日
内閣府政策統括官（防災担当）

令和5年7月7日からの大雨による災害にかかる 災害救助法の適用について【第6報】

1. 災害の概要

令和5年7月7日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、以下の7県は災害救助法の適用を決定した。

	自治体名	市	町	村	計
1	青森県	0	1	0	1
2	秋田県	7	6	2	15
3	富山県	4	0	0	4
4	島根県	1	0	0	1
5	福岡県	6	3	1	10
6	佐賀県	3	0	0	3
7	大分県	2	0	0	2
7県合計		23	10	3	36

本件問合せ先
内閣府政策統括官（防災担当）付
参事官（被災者生活再建担当）付
阿部、安東、吉末、佐藤、高橋
TEL 03-5253-2111（内線51276）
03-3503-9394（直通）

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【青森県】 <u>西津軽郡深浦町</u> (にしつがるぐんふかうらまち)</p> <p>【秋田県】 秋田市 (あきたし) 能代市 (のしろし) 男鹿市 (おがし) 潟上市 (かたがみし) 大仙市 (だいせんし) 北秋田市 (きたあきたし) 仙北市 (せんぼくし) 北秋田郡上小阿仁村 (きたあきたぐんかみこあにむら) 山本郡藤里町 (やまもとぐんふじさとまち) 山本郡三種町 (やまもとぐんみたねちょう) 山本郡八峰町 (やまもとぐんはっぽうちょう) 南秋田郡五城目町 (みなみあきたぐんごじょうめまち) 南秋田郡八郎潟町 (みなみあきたぐんはちろうがたまち) 南秋田郡井川町 (みなみあきたぐんいかわまち) 南秋田郡大潟村 (みなみあきたぐんおおがたむら)</p>	7月14日	<p>令和5年7月7日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>
<p>【富山県】 富山市 (とやまし) 高岡市 (たかおかし) 小矢部市 (おやべし) 南砺市 (なんとし)</p>	7月12日	<p>令和5年7月7日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p>	<p>災害救助法施行令第1条第1項第4号適用</p>

災害救助法 適用市町村	法適用日	被害の状況等	備 考
<p>【島根県】 出雲市 (いずもし)</p> <p>【佐賀県】 佐賀市 (さがし) 唐津市 (からつし) 伊万里市 (いまりし)</p> <p>【大分県】 中津市 (なかつし) 日田市 (ひたし)</p> <p>【福岡県】 久留米市 (くろめし) 八女市 (やめし) 筑後市 (ちくごし) うきは市 (うきはし) 朝倉市 (あさくらし) 那珂川市 (なかがわし) 朝倉郡筑前町 (あさくらぐんちくぜんまち) 朝倉郡東峰村 (あさくらぐんとうほうむら) 八女郡広川町 (やめぐんひろかわまち) 田川郡添田町 (たがわぐんそえだまち)</p>	7月8日	令和5年7月7日からの大雨により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。	災害救助法施行令第1条第1項第4号適用

2. これまでにとられた措置

- ・避難所の設置 等